

解決サポート北千住の調停手続について

ADR（裁判外紛争解決手続）とはあくまでも当事者の意思を尊重する手続です

ADRの手続きは、紛争の一方当事者の申立てにより始まります。相手方が応諾した場合には、ADR実施者（調停人を選任し、ADR手続を実施していくことになります。

ただし、相手方がADRでの話し合いに応じない場合には、その時点でADRは不成立終了となります。また、ADRはあくまでも当事者の意思を尊重する手続ですので、解決を強制されることはなく、両当事者はいつでもADRを終了させることができます。

お互いに話し合いがついて、解決に至った場合、紛争の蒸し返しを避けるために「和解契約書」を作成します。

解決サポート北千住では、以下の紛争について、当該紛争の当事者の申立てに基づき、専門的見地を有する調停者によって、当事者の主体性を尊重しつつ、話し合いを基に公正かつ迅速な解決を図る手続(以下「調停手続」という。)を行います。

- 1 不動産の取引に関する紛争
- 2 不動産の管理に関する紛争
- 3 不動産の施工に関する紛争
- 4 不動産の相続その他の承継に関する紛争

1 調停手続の申立て方法

申立書には、下記の情報を記載してください。

<一枚目>調停申立書

- ① ご自身申立人と相手方の住所・氏名・連絡先
- ② 代理人を選任される場合は、代理人の住所・氏名・資格・連絡先

<二枚目>申立の趣旨・申立の理由

- ③ 【申立の趣旨】に相手方に対する具体的な要望
- ④ 【申立の理由】に③に記載した要望の理由、経緯などその他、紛争対象となる不動産の住所、所有者の氏名、概略図

<三枚目>関係書類・添付書類

- ⑤ 必要があれば関係書類や添付書類、その種類と枚数をご記入ください。なお、相手方に開示を望まない資料があればご記入ください。

※後日、調停手続を円滑に実施するために申立書の補足や資料の提出をお願いする事があります。

2 調停者の選任について

解決サポート北千住（以下「当局」という。）業務規程（以下「規則」という。）による調停手続は、1人の担当調停者（以下「調停人」という。）により行います。当局の担当調停候補者は、全員経験豊富な弁護士で構成されております。

上記の調停人は、専門委員会の意見を踏まえて、当局事務局長により選任されます。

3 当事者が支払う費用について

（1） 申立手数料・期日手数料

申立人には、調停の申立てに際し、申立手数料及び第一回期日手数料（以下「申立手数料」として金 11,000 円(税込み)を当局に納付していただきます。

申立手数料は、申立書を受理した後は、返還いたしません。ただし、相手方が調停手続に応じず、調停手続が終了してしまったとき、申立手数料の半額を返還します。

2 回目以降の調停期日手数料は、期日毎に申立人及び相手方それぞれ 5,500 円お支払いいただきます。期日手数料は、相当な理由がない場合を除いて返還いたしません。

（2） 成立手数料

当事者双方は、事件が解決したときは、和解契約書に記載された成立手数料及を当局に納付しなければなりません。

調停人は、成立手数料の額及び当事者双方の負担額を決定します。ただし、成立手数料の額又は当事者双方の負担額を決定することが困難なときは、当局がこれを決定します。

成立手数料の額は、紛争解決額（和解契約書又は仲裁判断書に解決額として示された経済的

利益の額）を基準として成立手数料一覧表（別表）により算定します。ただし、当局は、調停人の意見を聴取し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を斟酌し、成立手数料の額を 30 パーセントの範囲内で増減することができます。当事者双方は、和解契約書又は仲裁判断書の送達前に、成立手数料及び費用を納付しなければなりません。

（3） 鑑定、出張等

事件の審理のため必要な鑑定費用、交通費等の実費、日当等の全額は、当事者双方又は一方当事者の負担とします。

調停人が、鑑定を求め、又は出張する場合は、これに同意した当事者は、鑑定費用、交通費等の実費、日当等の費用を当局に現金で予納しなければなりません。

(別表)(税込み)成立手数料算出基準

紛争の価格(A)	成立手数料
300万円以下	$A \times 10\%$
300万円超～1500万円	$24\text{万円} + (A - 300\text{万円}) \times 8\%$
1500万円超～3000万円	$50\text{万円} + (A - 1500\text{万円}) \times 5\%$
3000万円超～5000万円	$90\text{万円} + (A - 3000\text{万円}) \times 3\%$
5000万円超～1億円以下	$110\text{万円} + (A - 5000\text{万円}) \times 0.7\%$
1億円以上	$150\text{万円} + (A - 1\text{億円}) \times 0.5\%$

※但し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を斟酌し、成立手数料の額を30パーセントの範囲内で増減することがあります。

※紛争の価格が算出困難な場合、事案の難易度等を考慮して紛争の価格300万円以下の場合と同じとします。

4 調停手続において知り得る当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法

調停人は、当局が行う調停手続に関し知りえた事実を他に漏らさない旨の秘密保持義務を定めた契約を当局との間において締結します。当局事務局長は、法に従い業務に関する事実が記載されている文書に対する盗難又は不正アクセスを防止するための文書管理を行います。

5 調停手続の解決方法等

(1) 調停手続の成立

(ア)調停手続において和解が成立したときは、調停人は、和解契約書を作成して当事者双方

に署名押印させ、かつ、自らは和解契約成立の証人としてこれに署名押印します。

(イ)調停人は、調停手続成立手数料、鑑定料、交通費、日当等の費用についての当事者双方

の負担額に関する事項を和解契約書に記載しなければなりません。

(ウ)和解契約書は、当事者双方に対し、次のいずれかの方法によりこれを送達します。

一 配達証明付き書留郵便

二 当事者に対する直接の交付

(2) 調停手続の不成立

(ア)調停人は、紛争の性質その他一切の事情を考慮し、調停手続による解決の見込みがない（当事者の一方が正当な理由なく、2回以上の期日に欠席したとき、当事者の一方

が、和解をする意思がないことを明確に表示したときは、調停手続による解決の見込みがないものとみなす。)と判断したときは、調停手続を終了させます。

(イ)前項の規定により調停手続が終了したときは、調停人は、理由を記載した書面を作成し、これを当事者に送達して手続を終了させます。また、調停人は、期日におい調停手続を終了させる場合は、出頭した当事者に対し、調停手続を終了させる旨及びその理由を告げなければなりません。

(3) 申立人による申立ての取下げ

(ア) 申立人は、調停手続の終了までの間、書面により、申立てを取り下げることができます。

(イ) 申立ての取下げがなされた場合は、調停人は、相手方に対、その旨を書面により通知しなければなりません。

(4) 相手方の調停手続き終了の申出

(ア) 相手方は、調停手続終了までの間、書面により、または、調停者に直接口頭により調停手続終了を申出ることができます。

(イ) 相手方が調停手続終了を申出た場合は、調停人は、申立人に対し、その旨を書面により通知しなければなりません。

一 申立人がその申立てを取下げたとき（相手方が取下げに異議を述べ、かつ、調停手続に付された民事上の紛争の解決について相手方が正当な利益を有すると調停人が認めるときを除く。）。

二 当事者双方が調停手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 当事者間に和解が成立したとき（当事者双方の申立てにより和解における合意を内容とする決定を調停人がしたときを除く。）。

四 前三号に掲げる場合のほか、調停人が、調停手続を続行する必要がなく、又は調停手続を続行することが不可能であると認めたとき。

以上

【事務局保管用】

解決サポート北千住の調停手続について

前1頁から4頁に記された内容について説明を受け理解しました。

今後、民間紛争解決のための調停手続を依頼するにあたり、貴解決サポート北千住の業務
規程及び費用・報酬規程について異議申立て等しないことを確約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

